ロ　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車のうち、令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	の粒子数に係る部分に限る。）
ハ　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車	
ニ　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	
二十三　細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第三号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの	細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第三号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）
イ　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）	
ロ　令和五年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車のうち、令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	
ハ　令和五年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車	
ニ　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	
ホ　国土交通大臣が定める自動車	
二十四　細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第百十九条第一項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの	細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第百十九条第一項第一号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）
イ　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）	
ロ　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車のうち、令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	

ロ　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車のうち、令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	の粒子数に係る部分に限る。）
ハ　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車	
ニ　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	
二十三　細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第三号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの	細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第三号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）
イ　令和八年九月三十日以前に製作された自動車（令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）	
ロ　令和五年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車のうち、令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	
ハ　令和五年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車	
ニ　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	
（新設）	
二十四　細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第百十九条第一項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの	細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第百十九条第一項第一号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）
イ　令和八年九月三十日以前に製作された自動車（令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）	
ロ　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車のうち、令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	